

五管区水路通報第50号

(957項 - 975項)

平成17年12月22日

第五管区海上保安本部

| | | | |
|--------|------------------|-----------------------|--------------|
| 第 957項 | 四国南岸 | 足摺岬南方(リマ海域) | 射撃訓練 |
| 第 958項 | 本州南岸 | 潮岬東方 | 救難訓練 |
| 第 959項 | 和歌山下津港 | 北区航路 | 灯浮標交換作業 |
| 第 960項 | 友ヶ島水道 | 加太港付近 | 水路測量 |
| 第 961項 | 大阪湾 | 大川港 | 栈橋等補修作業 |
| 第 962項 | 大阪港 | 内港航路及び付近 | 航泊禁止等 |
| 第 963項 | 大阪港 | 内港航路及び付近 | 曳航作業 |
| 第 964項 | 尼崎西宮芦屋港 | 第1区 | 灯浮標交換作業 |
| 第 965項 | 神戸港 | | 標識灯撤去 |
| 第 966項 | 神戸港 | 神戸西航路付近 | 灯台改修工事 |
| 第 967項 | 神戸港 | 第1区 | 展示放水 |
| 第 968項 | 神戸港 | 第1区 | 海上行事 |
| 第 969項 | 神戸港 | 第3区 | コンテナクレーン移設作業 |
| 第 970項 | 播磨灘 | | 灯浮標交換作業 |
| 第 971項 | 家島諸島 | 坊勢島 | 防波堤等築造工事 |
| 第 972項 | 鳴門海峡付近 | | 魚礁設置 |
| 第 973項 | 四国南岸 | 室戸岬北西方、奈半利港 | 水路測量 |
| 第 974項 | 四国南岸 | 宿毛湾港 | 防波堤築造工事変更 |
| 第 975項 | 船舶気象通報について | | |

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

海図の改補(小改正)のお知らせ

海上保安庁水路通報第50号

(12月16日発行)掲載分

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。

また、インターネットでも提供しています。

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

お知らせ 五管区水路通報の発行について

本年の五管区水路通報は、50号で終了します。

平成18年1号及び総記は、18年1月6日(金)に発行します。

お知らせ 汽笛の一斉吹鳴について

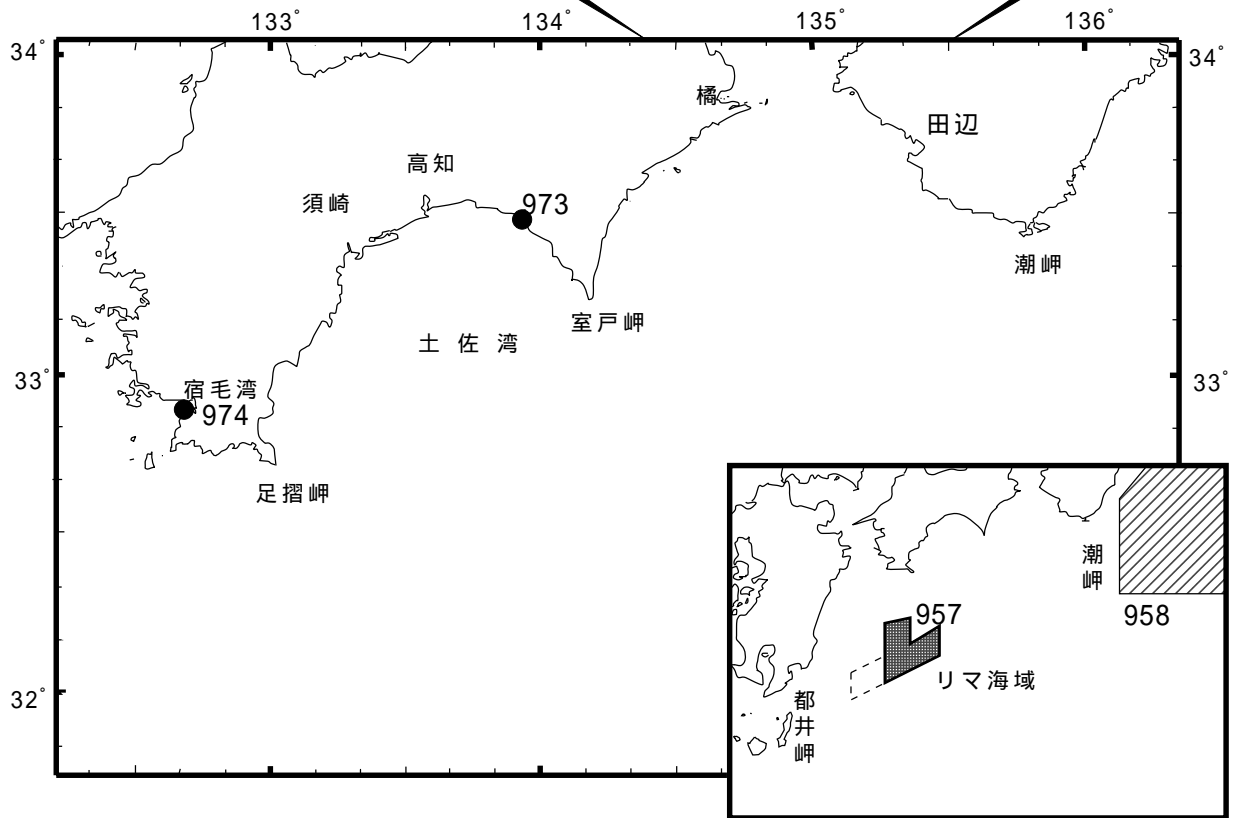
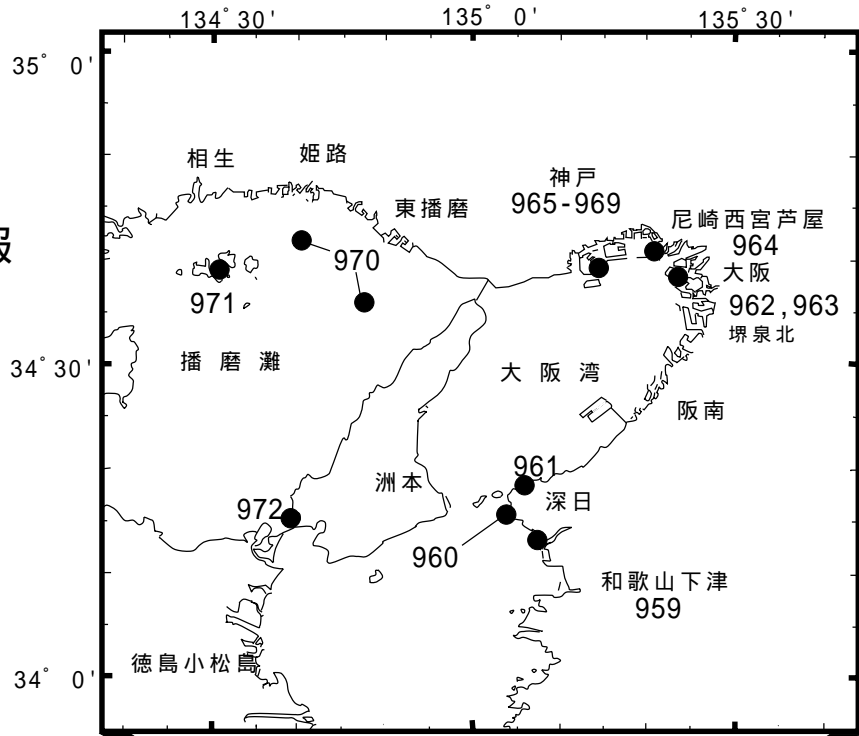
神戸港において、新年を祝う汽笛の一斉吹鳴が行われます。

期 間 平成18年1月1日の午前0時より30秒間

五管区水路通報

第50号

索引図



=====
五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)

神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)

F A Xによる五管区水路通報提供サービス

(078)332-6307 ……最新号〔ポーリング受信式〕

(078)391-1310(手動受信)・・最新号、バックナンバー(過去1か年分)〔情報番号;0#〕

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

=====

17年957項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による射撃訓練が実施される。

期 間 対空、水上及び対潜ロケット射撃(8隻)

平成18年1月13日、16日(予備14日)の0600~1800

対水上射撃(3隻) 平成18年1月20日(予備21日)の0600~1800

区 域 6地点により囲まれる区域

(1) 32-02.2N 133-29.9E

(2) 31-42.2N 133-29.9E

(3) 31-18.2N 132-37.9E

(4) 32-01.7N 132-37.9E

(5) 32-09.2N 132-59.9E

(6) 31-48.2N 132-59.9E

備 考 自衛艦は「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚

海 図 W157

出 所 防衛庁海上幕僚監部

17年958項 本州南岸 - 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機5機による救難訓練が実施される。

期 間 平成18年1月3日~31日の土曜、日曜日及び祝祭日を除く0800~2100

区 域 6地点により囲まれる区域

(1) 34-38-12N 137-29-49E

(2) 34-38-12N 137-59-49E

(3) 34-25-12N 138-29-49E

(4) 32-40-13N 138-29-49E

(5) 32-40-13N 136-09-50E

(6) 33-47-12N 136-09-50E

使用火工品 キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー及びシーマーカー

海 図 W61B

出 所 航空自衛隊浜松救難隊

17年959項 和歌山下津港 - 北区航路 灯浮標交換作業

設標船「ほくと(600トン)」による灯浮標標体交換作業が実施される。

期 間 平成18年1月18日の1200~1300(荒天順延)

名 称 和歌山北区航路第4号灯浮標(灯台表第一巻3351)(34-14.2N 135-06.6E)

海 図 W1150

出 所 五本部交通部

17年960項 友ヶ島水道 - 加太港付近 水路測量

田倉崎付近において、水路測量が実施されている。

期 間 平成17年12月27日までの日出~日没

区 域 34-16.0N 135-03.6E付近(付図参照)

備 考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海 図 W1143 - W150A(分図「友ヶ島水道」、JP共)

出 所 五本部海洋情報部、和歌山下津港長



17年961項 大阪湾 - 大川港 棧橋等補修作業

住吉埼東方の土砂積出棧橋付近において、潜水作業を伴う、棧橋、汚濁防止膜及び灯付浮標の補修作業が実施される。

期 間 平成18年1月1日~3月31日の日出~日没

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-18.5N 135-04.8E

(2) 34-18.7N 135-04.9E

(3) 34-18.6N 135-05.2E

(4) 34-18.4N 135-05.2E

海 図 W1143 - W150A(分図「友ヶ島水道」、JP共)

出 所 和歌山海上保安部

17年962項 大阪港 - 内港航路及び付近 航泊禁止等
 夢洲トンネル建設工事に伴い、一般船舶の航泊禁止及び航行制限が実施される。
 期 間 平成18年1月7日1200～10日2200

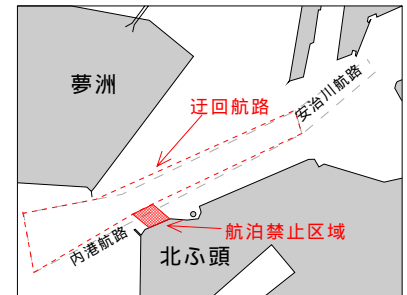
1、航泊禁止

- 区 域 4地点及び岸線により囲まれる区域
- (1) 34-38-19.4N 135-23-57.2E(岸線上)
 - (2) 34-38-24.1N 135-23-50.3E
 - (3) 34-38-28.1N 135-23-59.7E
 - (4) 34-38-22.9N 135-24-07.3E(岸線上)

- 備 考
- ・航泊禁止区域の(1)(2)間及び(3)(4)間に黄色灯付浮標を各設置
 - ・航泊禁止区域の(2)、(3)に赤色灯付浮標を各設置
 - ・上記各灯付浮標はレーダーリフレクターを装備し、同期点滅する

2、航行制限

- 区 域 7地点により囲まれる区域(迂回航路)
- (1) 34-38-48.4N 135-24-56.0E(航路角)
 - (2) 34-38-28.1N 135-23-59.7E(航泊禁止区域角)
 - (3) 34-38-24.1N 135-23-50.3E(航泊禁止区域角)
 - (4) 34-38-07.9N 135-23-15.1E(航路角)
 - (5) 34-38-23.8N 135-23-09.7E(航路角)
 - (6) 34-38-27.3N 135-23-32.7E
 - (7) 34-38-53.9N 135-24-54.5E(航路角)



制限事項 内港航路を通航しようとする雑種船以外の船舶は、迂回航路を通航しなければならない。ただし、海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由のある場合を除き、次に掲げる事項に従うこと

- ・迂回航路では投錨し、又はえい航している船舶を放してはならない
- ・迂回航路外から迂回航路に入り、又は迂回航路から迂回航路外に出ようとする船舶は、迂回航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない
- ・船舶は、迂回航路内においては、並列して航行してはならない
- ・船舶は、迂回航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない
- ・船舶は、迂回航路内においては、他の船舶を追い越してはならない

備 考 荒天等のため工事が実施できない場合は、平成18年1月14日まで順延される
 海 図 W123(JP共)
 出 所 大阪港長公示第17-6号(17.12.14)

17年963項 大阪港 - 内港航路及び付近 曳航作業

前項関連

仮置きされている海底トンネル沈埋函の曳航作業(曳航長:約230m)が実施される。

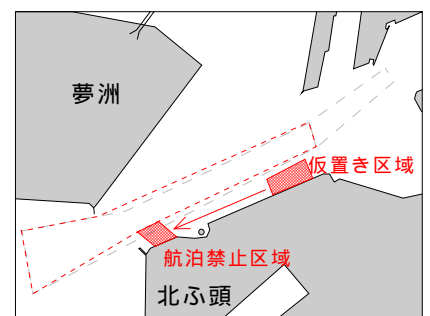
期 間 平成18年1月7日(荒天順延)の日出～日没

区 域 下記2地点間(付図参照)

- (1) 34-38.7N 135-24.7E付近(仮置き区域)
- (2) 34-38.4N 135-24.0E付近(航泊禁止区域)

海 図 W123(JP共)

出 所 大阪港長



17年964項 尼崎西宮芦屋港 - 第1区 灯浮標交換作業

設標船「ほくと(600トン)」による灯浮標標体交換作業が実施される。

期 間 平成18年1月13日の0850～1100(荒天順延)

名 称 尼崎第9号灯浮標(灯台表第一巻3621)(34-41.4N 135-23.4E)
 尼崎第10号灯浮標(灯台表第一巻3622)(34-41.3N 135-23.5E)

海 図 W1107(JP共)

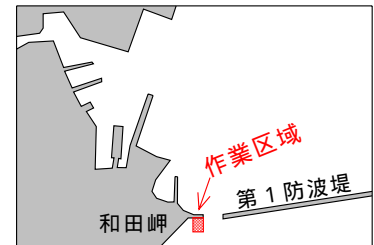
出 所 五本部交通部

17年965項 神戸港 標識灯撤去
 ポートアイランド南岸の標識灯(赤色灯)が撤去されている。
 位置 (1) 34-39-01N 135-13-02E
 (2) 34-39-03N 135-14-43E
 海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)
 出所 神戸海上保安部

17年966項 神戸港 - 神戸西航路付近 灯台改修工事

五管区水路通報17年43号858項関連
 神戸港和田防波堤灯台の改修工事のため、防波堤南側に起重機船が係留される。

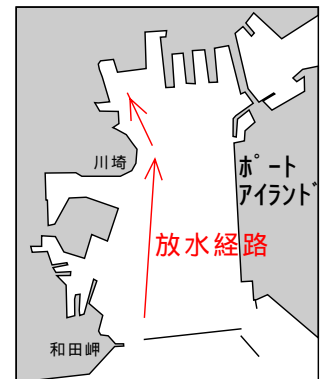
期間 平成18年1月7日(予備日8日~22日)の日出~日没
 区域 34-39-09N 135-11-15E付近(付図参照)
 海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)
 出所 神戸港長



17年967項 神戸港 - 第1区 展示放水

神戸西航路から高浜岸壁に至る海域において、客船「飛鳥」の入港に伴う展示放水が実施される。

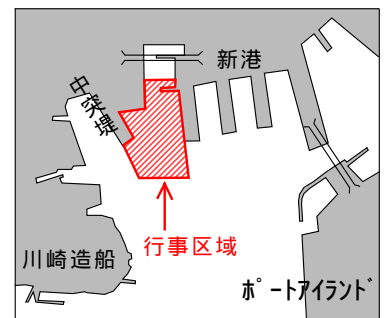
期間 平成18年1月11日の0820~0840
 区域 34-40.0N 135-11.7E付近(付図参照)
 海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)
 出所 神戸港長



17年968項 神戸港 - 第1区 海上行事

中突堤東側海域において、消防艇等6隻による消防出初式(一斉放水)が実施される。

期間 平成18年1月5日の1000~1130
 区域 34-40-48N 135-11-30E付近(付図参照)
 海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)
 出所 神戸港長



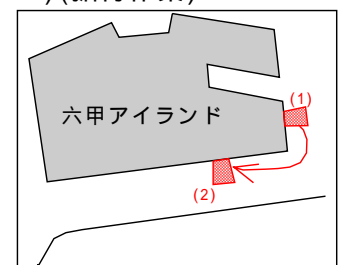
17年969項 神戸港 - 第3区 コンテナクレーン移設作業

六甲アイランド南東部において、起重機船によるコンテナクレーン移設のための吊り曳航作業が実施される。

期間 平成18年1月8日(予備日9日~15日)の日出~日没(曳航作業は1030~1100)
 区域 下記2地点間(付図参照)

- (1) 六甲アイランドライナーふ頭1バース(34-41.2N 135-17.4E)(吊出し作業)
- (2) 六甲アイランドSCバース (34-40.8N 135-16.8E)(据付作業)

備考 吊り曳航作業時の起重機船の曳航長は約280メートル
 海図 W101A(JP共)
 出所 神戸港長



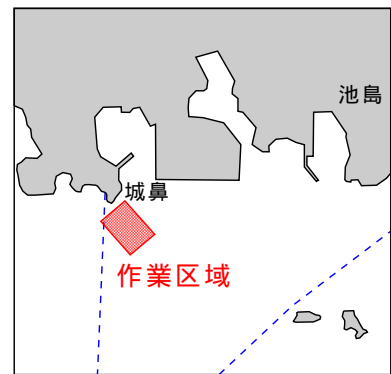
17年970項 播磨灘 灯浮標交換作業
 設標船「ほくと(600トン)」による灯浮標交換作業が実施される。
 1、期間 平成18年1月16日の1130～1330(荒天順延)
 名称 播磨灘航路第5号灯浮標(灯台表第一巻3806)(34-32.2N 134-44.9E)
 2、期間 平成18年1月17日の0830～1030(荒天順延)
 名称 播磨灘北航路第8号灯浮標(灯台表第一巻3819)(34-42.7N 134-38.2E)
 海図 W1113 - W150B
 出所 五本部交通部

17年971項 家島諸島 - 坊勢島 防波堤等築造工事
 五管区水路通報17年30号586項削除
 坊勢西側において、防波堤、物揚場等の築造工事が実施されている。
 期間 平成18年1月31日まで(予備2月1日～7日)の日出～日没
 区域 34-39.5N 134-30.8E付近
 海図 W1113
 出所 姫路海上保安署

17年972項 鳴門海峡付近 魚礁設置
 鎧埼南方に、魚礁が設置された。
 位置 34-15-35N 134-39-31E
 沈設物 鋼製魚礁(高さ6.5m)2基、コンクリート製魚礁(高さ2m)36基
 海図 W112(JP共)
 出所 神戸海上保安部

17年973項 四国南岸 - 室戸岬北西方、奈半利港 水路測量
 水路測量が実施される。
 期間 平成18年1月6日～2月10日の内3日間
 区域 33-25.3N 134-00.8E付近
 備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
 海図 W108
 出所 五本部海洋情報部

17年974項 四国南岸 - 宿毛湾港 防波堤築造工事変更
 五管区水路通報17年41号823項削除
 城鼻南東方において、潜水作業を伴う防波堤築造工事が期間を延長して実施されている。
 期間 平成18年3月2日までの日出～日没
 区域 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 32-55-08N 132-40-21E
 (2) 32-55-01N 132-40-28E
 (3) 32-54-57N 132-40-22E
 (4) 32-55-04N 132-40-15E
 備考 ・作業区域を黄色灯付浮標で表示
 ・ケーソン据付後、四隅を黄色灯で表示
 海図 W1237(分図「宿毛湾港」)
 出所 宿毛海上保安署



17年975項 船舶気象通報について
 ディファレンシャルGPSの機能(メッセージタイプ16)を利用した船舶気象通報が、一部変更された。
 名称 1、江崎ディファレンシャルGPS局(灯台表第一巻9419)
 観測箇所 旧) 室戸岬灯台、孫崎灯台、地藏崎灯台、江崎船舶通航信号所
 新) 室戸岬灯台、孫崎灯台、地藏崎灯台、江崎船舶通航信号所、潮岬灯台
 2、室戸岬ディファレンシャルGPS局(灯台表第一巻9418)
 観測箇所 旧) 土佐沖ノ島灯台、足摺岬灯台、室戸岬灯台、大王崎灯台
 新) 土佐沖ノ島灯台、足摺岬灯台、室戸岬灯台、潮岬灯台、大王崎灯台
 出所 五本部交通部